四日市市契約施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月3日

四日市市長 田中 俊行

四日市市規則第46号

四日市市契約施行規則の一部を改正する規則

(13) 建設工事に係る資材の再資源化

等に関する法律(平成12年法律第

104号) 第9条第1項に規定する

四日市市契約施行規則(昭和39年四日市市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(契約の締結)	(契約の締結)
第14条 (略)	第14条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項の契約書には、次の各号に掲	3 第1項の契約書には、建設業法(昭
げる事項を詳細に記載しなければな	和24年法律第100号)の適用を受
らない。ただし、契約の性質又は目的	<u>ける建設工事の請負契約については</u>
により該当のない事項については、こ	少なくとも同法第19条各号に掲げ
れを省略することができる。	<u>る事項、その他の契約については、</u> 次
	の各号に掲げる事項を詳細に記載し
	なければならない。ただし、契約の性
	質又は目的により該当のない事項に
	ついては、これを省略することができ
	る。
(1)から(11)まで (略)	(1)から(11)まで (略)
(12) 建設業法(昭和24年法律第1	
00号)の適用を受ける建設工事の	
場合においては、同法第19条各号	
に掲げる事項	

対象建設工事の場合においては、同 法第13条第1項に規定する事項 (14) 建築士法(昭和25年法律第20 2号)第22条の3の3第1項に規 定する設計受託契約又は工事監理受 託契約の場合においては、同項各号 に掲げる事項(建築士法施行規則(昭 和25年建設省令第38号)第17 条の38第6号に係る事項を除く。)

<u>(12)</u> (略)

附則

<u>(15)</u> (略)

この規則は、公布の日から施行する。

(総務部調達契約課)